

## 第8回 地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会

日時：平成24年7月11日(水) 10:00～

場所：合同庁舎2号館7階 省議室

**【碓井座長】** 皆様、おはようございます。第8回地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会を開会させていただきます。

議題に入ります前に、本日は大島副大臣、稲見政務官にご出席いただいております。大島副大臣、稲見政務官、それぞれごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

**【大島総務副大臣】** おはようございます。皆さんの議論については、全部は公務の都合があつて伺うことができないですけども、終わった後には、どういうご発言があつたかということは確認をし、報告を受けておりますので、深い議論をしていただいていることに、心より感謝を申し上げます。

特に、今日はわがまち特例、あるいは税務執行面における地方団体の責任についてということで、深い議論があるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私、副大臣になって、4月6日からですから、もう3か月たっていますけれども、地方自治を見てみると、いろいろな案件があつて、日本の土着性というのに極めて着目をしているところでして、地方自治というのは、住民があつて、三鷹市長さんもいらしていますが、基礎自治体、県もそうですけれども、特に基礎自治体は住民の皆さんと相対で仕事をしますものですから、地域の画像がくっきりと、多分、脳裏に浮かんでいらっしやっているのかなと思つています。そういうことも踏まえて、今日もいい議論ができることをお願申し上げます。ありがとうございます。

**【碓井座長】** では、政務官、どうぞお願いたします。

**【稲見総務大臣政務官】** 総務大臣政務官を拝命いたしました、衆議院議員の稲見哲男でございます。

私も28年ほど自治体職員の経験がありまして、最初の10年ほどが市民税の賦課事務でございました。そのころからいいますと、地方税制も相当変わつてい我想いますけれども、後から参加をさせていただいて、皆さんのご意見、しっかりと受けとめてまいりたいと思つております。

昨年から今日で8回目ということでありまして、この秋には最終とりまとめということ

でありますので、議論に加速度をつけていただくと、こういうことになるかと思えます。本日もしっかり勉強させていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと存じます。

本日の議題は、まず、わがまち特例についてを取り上げ、引き続き税務執行面による地方団体の責任についてを取り上げることとしたいと思えます。

まず、わがまち特例につきまして、市川企画官よりご説明をお願いいたします。

【市川総務企画官】 資料の説明をさせていただきます。お手元にごございます資料1-1という資料をご覧いただければと思えます。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目に目次がございますが、資料の構成といたしましては、最初に論点、それから昨年の中間とりまとめなどをまとめさせていただいております。それから、論点としまして、後ほどご説明いたしますが、2つ設定させていただいております。昨年、わがまち特例、ご提言いただきまして、24年度税制改正で2件導入させていただいたところでございますが、国会審議におきましても、導入の拡大について、かなりご意見賜ったところがございます。論点の1つ目としましては、わがまち特例の対象にふさわしい特例について、ご議論いただければというふうに考えております。

それから、論点の2でございますが、こちらにつきましては、わがまち特例の導入に当たって考えられる留意点ということで、そちらにつきましてもご議論いただければというふうに考えております。

では、資料の説明に入らせていただきます。

次の2ページ目でございますが、今ご説明しました論点の1と2につきまして、それぞれ書いてございます。1つが、わがまち特例の対象としては、どのようなものがふさわしいのかといったところでございます。

2つ目でございますが、昨年の中間とりまとめを下に抜粋しておりますけれども、昨年の中間とりまとめにおきましては、全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、わがまち特例とすることを原則としていただいたところがございますけれども、ほかに考えられる留意点というのがないのかどうかといったところを論点2として設定させていただいております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

これは昨年の中間とりまとめの添付資料でございますので、わがまち特例につきまして、

簡単にご説明させていただきます。

左側に四角がございますけれども、そもそも地方税法におきまして、国が地方に実施を求めると特例というのを規定しておるところでございます。

※が書いてございますが、欄外の下にございますけれども、特定の政策目的を有する措置、それから租税政策の観点から講じる措置、こういった特例につきまして、左側の矢印の方でございますと、今までの地方税法で定めておりました全国一律の方が効果的な特例につきましては、従前どおり全国一律の特例措置をとる。それから、右側の矢印、下の方の矢印でいきますと、中央の裁量を認めた方が効果的な特例につきましては、先般導入いたしました、わがまち特例といった特例措置を講じていき、地方の裁量性を高めていくべきではないかといったところでございます。

続きまして、4ページでございますが、これにつきましても中間とりまとめの添付資料でございますが、そのわがまち特例の条例委任の考え方というのをまとめてございます。

左側に四角の箱が幾つか並んでおりますけれども、先ほどの特例措置の主要構成要素といたしまして、今までは、その1つに、税負担軽減の条件としまして、特例対象というもの、それから2つ目で、税負担軽減の期間、それから3つ目でございますけれども、税負担軽減の程度、こういった3つの構成要素があったところでございますけれども、わがまち特例としましては、2つ目と3つ目、特例期間、特例割合につきまして、条例委任の対象というふうなところで考えておるところでございます。

それから、税負担の軽減の特例割合につきましても、右側でございますが、右側の下の※、2つございますが、※の1つ目のところで書いてございますが、いわゆる課税標準特例とか税額特例、そういったものをわがまち特例の対象として導入すべきではないかといったところで、昨年、取りまとめをしておるところでございます。

続きまして、5ページでございますが、5ページは昨年の第2回の研究会で出ささせていただいた資料でございますけれども、今、ご説明させていただきました現行制度におきまず税額計算、特例措置も含めまして、それを図式で表したものでございますけれども、課税標準に対しまして税率を掛ける、それから税額特例などを講じまして税額が算出されるところでございますが、この左側でございます課税標準につきまして、昨年までの地方税制においては、地方団体の裁量がなかった。それから税額特例のところも、下の矢印で出ておりますけれども、ここにつきましても、原則として地方団体の裁量がなかったところにつきまして、わがまち特例を導入していくといったものとして整理をさせていただいて

おるところでございます。

続きまして、論点1のわがまち特例の対象にふさわしい特例といった考え方につきまして、少しご説明させていただきます。7ページをお開きいただければと思います。

7ページにつきましては、昨年、中間とりまとめを取りまとめた後に、政府の税制調査会で、その中間とりまとめ、ご報告させていただいた後に、こちら、総務省としまして、固定資産税の新築住宅特例につきまして、上の箱に書いてございますが、住宅をめぐる状況が地域によってさまざまであることから、わがまち特例方式を導入してはどうかといったところで提案させていただいたところでございます。

続きまして、8ページでございますが、同じ日の政府税制調査会に、これは国土交通省側から提出された資料でございますけれども、この提案に対しまして、国土交通省側からは、上の箱の2つ目のポツに書いてございますが、住宅の確保など、こういった政策につきましては、全国的に取り組むべき課題だといった主張、それから国税とか予算措置などを含め、全国的な政策として、国を挙げて支援している中で、この減額措置のみを地方の裁量に委ねるという性格のものではないという主張がなされたところでございます。

続きまして、資料9ページでございますが、新築住宅特例につきまして、今、ご説明させていただいたような提案させていただきまして、結果的には、新築住宅特例につきましては、昨年度は、わがまち特例の導入といったところに至らなかったところでございますが、そのほかの特例につきまして、2件、導入をさせていただいたところでございます。9ページは、その2件につきましての説明資料でございます。

上に書いてございます特定都市河川浸水被害対策法に規定します雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置、それから下でございますけれども、下水道除害施設に係る課税標準の特例措置、この2件につきまして、わがまち特例を24年度税制改正で導入させていただいたところでございます。

10ページにつきましては、この2件の制度背景を説明させていただいた資料でございます。

上の箱に特定都市河川の指定という第3条の規定がございますけれども、まず特定都市河川というのが左側の箱に書いてございますけれども、都市部を流れる河川とか、著しい浸水被害の発生、またはそのおそれ、そういったものがある河川といったところで定義がなされておるところでございます。

矢印で右の方に四角がございますけれども、この特定都市河川の指定に当たりましては、

国土交通大臣、それから都道府県知事が区間指定をすることになっておりますけれども、下の※に書いてございますように、指定に当たりましては、流域区域の市町村長、下水道管理者の意見を聴取するといったことになっております。ですから、固定資産税の課税権者でございます市町村の意見といったところが、この制度の中で反映されると、そういった仕組みになっておるところでございます。

続きまして、11ページでございます。11ページにつきましては、同じくわがまち特例を導入いたしました除害施設についての制度の背景でございます。

これにつきまして、同じく上の箱に書いてございますように、下水道法の中で、公共下水道の設置、管理などにつきましては、市町村が行うものというふうになっております。

それから、右側の箱でございますけれども、この公共下水道管理者。市町村でございますけれども、公共下水道管理者につきましては、除害施設の設置を条例で義務づけることができるということでございます。ですから、このわがまち特例の対象になっております除害施設の設置につきまして市町村が関与する、そういったスキームがあるところでございます。

続きまして、12ページでございますけれども、12ページにつきましては、こういった特定の対象に対しまして、税負担を軽減する、いわゆる特例制度におけるわがまち特例の位置づけというのを表でまとめたものでございます。箱が縦に3つ並んでおりますけれども、一番左側が国による措置でございます。これにつきまして、特例の内容としまして、1段目が非課税、それから次の段、下の段が税率特例、それから最後の段が課税標準特例とか税額特例、こういった特例措置を国が地方税法の中で、地方団体の裁量がない中で定めておるといふものでございます。

一方で、一番右側でございますけれども、地方団体による措置ということで、同じような仕組みというのが、地方税法を根拠にした条例におきまして、非課税に相当する措置としましては、課税免除の措置、それから税率特例に相当する措置としましては不均一課税の措置、そういったものがあるところでございます。

一番下に条例減免というのが書いてございますけれども、同じように税負担を軽減する措置でございますが、ちょっと上のものと違っておるところが、上のものは租税債権が発生する前に特例措置講じるものでございますけれども、条例減免につきましては、発生した租税債権の全部または一部を放棄すると、そういった措置でございます。

ここの真ん中のところがございますのが、この中間的なもので、国による措置としまし

て、地方税法で規定しているけれども、その特例の中の一部を条例に委ねるものといったものをまとめております。

一番上から言いますと、非課税としまして、特例対象を条例委任しているものとしまして、自動車関係税のものが2つございます。

それから、課税標準の特例、税額特例といたしまして、1つ目が、特例対象を条例委任しているものとしまして、個人住民税でございますけれども、NPO法人等への寄附に関する税額控除の仕組みがあるところがございます。

それから2つ目としまして、固定資産税関係で、税額特例としまして、減額を条例委任。減額の幅などにつきまして、条例委任しておるところでございます。

今回導入いたしましたのが、このスキームの中で、わがまち特例としまして、課税標準特例、それから税額特例の特例割合などを条例委任する、そういったスキームを導入させていただいたところがございます。

続きまして、13ページでございますが、13ページにつきましては、12ページで説明いたしました真ん中のところの特例措置の構成要素の一部を条例に委ねることとした背景などをまとめたものでございます。

まず、わがまち特例でございますが、先ほどご説明させていただきましたように、2件のわがまち特例につきましては、制度的に地方団体の関与が制度上設けられておるものがございます、特例対象の整備を通じて、まちづくりの議論につながるものと考えております。

それから、非課税の措置としまして、過疎バスの特例がございますけれども、これにつきましては、従前は国の行政機関が作成した計画に基づいて、国庫補助の対象となるバスを対象としておったところがございますけれども、当時、今もおそらくそうだと思いますけれども、国庫補助対象外に対します都道府県独自の助成も行われていたといったところで、この特例措置の対象となる過疎バス自体の対象をどうするかというのを条例に委任したところがございます。

それから、税額特例でございますけれども、条例で指定したNPO法人等への寄附に関する税額控除につきましては、これにつきましては、当時の政府税制調査会の答申を抜粋しておりますけれども、当時の考え方としましては、そもそも地域に密着した民間の非営利活動の促進というのが、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点からも重要な課題だということが1つ、それから「地域社会の会費」としての個人住民税の性格とか地方

分権の観点も踏まえると、寄附金税制の仕組み自体、そういったものを、基本的には条例などによって、地方公共団体によって独自に構築されるべき、そういった考え方が示されておるところでございます。

続きまして、14ページでございますけれども、税額特例。固定資産税関係の税額特例でございますけれども、これにつきまして2件ございますが、1件目につきましては、負担水準の状況など、地域によって異なる負担の実情を最もよく知り得る立場にあるのは住民に身近な市町村であるといった考え方から、こういった条例減額制度を導入されたところでございます。

それから、下でございますものにつきましても、一定水準を超える土地について、一律に税額を減額するとした場合、かえって不公平感を生じさせる可能性があるといったところで、条例減額制度というのを導入したところでございます。

最後に、論点設定させていただいておりますけれども、こういった特例措置の構成要素の一部を条例に委任したものにつきましては、今、ご説明させていただいたような背景等があったと考えられますけれども、こういったものを参考にいたしまして、わがまち特例の対象として、どのようなものが考えられるかというのを、ひとつご議論いただければというふうに考えております。

続きまして、15ページ以降でございますが、こちらにつきましては、「わがまち特例の導入にあたって考えられる留意点」ということで、若干、前半と比べますとネガティブなところもご説明させていただきます。

16ページに3点ほど、わがまち特例の導入にあたって考えられる留意点というのをまとめております。

1つ目につきましては、課税標準を分割等する場合、これにつきましては、次のページ以降で詳しくご説明させていただきます。

それから、2つ目でございますが、国税との関係ということで、個人住民税、法人住民税などにつきましては、課税標準となる所得の計算を国税と一致させておるところでございます。それに比べまして、個人住民税の人的控除につきましては、国税と同様の考え方に基づいて控除を行っている、こういったこと、国民、住民の観点といったものを踏まえると、どう考えていくのかというのが1つの留意点として挙げております。

それから3つ目、後ほど個々の税目の特例につきまして少しご紹介させていただきますが、こういった2つのほかに、個々の特例の性質上、留意すべきものがあるのかどうかと

いったところでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

1つ目の留意点の関係でございますが、17ページにつきましては、法人住民税、法人事業税につきましての説明でございます。この2つの税金につきましては、複数の地方団体において事業を行う法人に対しまして課税するケースがあるところでございますけれども、法人等の活動全体に着目して各種の特例を適用した上で、全国一律の課税標準額を地方団体に分割するといった仕組みになっておるところでございます。なかなか、わがまち特例といったものになじまないのではないかといたところでございます。

下にポンチ絵が描いてございますけれども、法人住民税の法人税割の場合ということで、左側から法人税額が所得計算などによりまして算出されますと、この法人税額に対しまして、例えば、試験研究費の特例、税額控除の特例、それから雇用者数の純増数に応じた税額控除、そういった特例があるところございますが、こういった特例措置を講じたものが法人住民税の課税標準額となり、これを従業者数などに応じて各地方団体に分割しておるところでございますので、特例措置を講じた後に分割するといった仕組み上、なかなか難しいのではなかろうかなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、18ページでございますが、固定資産税関係でございます。同じような課税標準を分割する仕組みというのが2つございます。①が大臣・知事配分資産、それから②としまして、大規模償却資産というのがございます。これにつきまして、次ページ以降、ポンチ絵でご説明させていただきます。

19ページでございますが、固定資産税の大臣・知事配分資産というのを簡単にちょっとご説明させていただきますと、一番上の箱でございますけれども、①、②とございますが、船舶とか航空機など、移動する、そういった償却資産で、なおかつ2以上の市町村にわたって使用されるもので、総務大臣が指定するものというふうになっております。もう一つが、鉄道事業とか電気事業などの用に供する固定資産で、2以上の市町村にわたって所在する固定資産ということで、鉄道の線路とか、そういったものでございますけれども、こういったものにつきましては、総務大臣、または都道府県知事はその全体の評価を行いまして、関係市町村に一定の基準で価格等を配分するという仕組みになっております。

2段目の箱が、そういった制度としている理由でございますけれども、1つ目の船舶、車両等の償却資産につきましては、その使用実態というのが、1つの市町村内に定置するに止まらないといったところがございます。これにつきまして、主たる定置場がある、所

在する市町村で全額課税する、そういった原則によらずに、関係市町村に配分して、税収入の応益的な帰属を図る必要があるといったところが理由になっておるところでございます。

それから、2つ目の鉄軌道とか発電施設、こういった固定資産でございますけれども、こういったものにつきましては、資産全体で機能を果たしているものでございますので、これは所在市町村ごとに評価するといったことになる、固定資産の性格上、適正な評価をするというのが困難であるといったことで、全体を一体のものとして評価する必要があるというふうに考えております。

最後、下の矢印に書いてございますけれども、こういった大臣・知事配分資産につきましては、わがまち特例の導入によって、市町村毎に資産を分割して、各々の特例割合を適用するというのが、全体を評価しているといった仕組み上、なかなか困難ではなかろうかなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、20ページでございます。大規模償却資産とわがまち特例の関係をまとめておりますが、大規模償却資産の制度の概要につきましては、左側の箱にまとめておるところでございます。

1つ目の丸に書いてございますが、大規模償却資産というものにつきましては、一の納税義務者が所有する償却資産でございます、一の市町村に所在するものの価額、一定の価額を法律上定めまして、それを超えるものでございます。この超える大規模償却資産につきましては、市町村が課税し得る限度額というのを定めております。その限度額を超える部分につきましては道府県において課税する、そういった仕組みになっております。

こういった仕組みとしておる理由の1つとしましては、一の市町村に大きな償却資産があるということで、税源の偏在性を緩和するといった背景がございまして、こういった制度を設定しておるところでございます。

これとわがまち特例の関係でございますが、右側の箱に書いてございますが、資産につきまして、それぞれ限度額までは市町村が課税することになりますが、制度の仕組み上、この限度額を超えるものは道府県が課税するという仕組みになっております。このときに市町村が参酌基準を参酌して、課税標準の割合を上下させたとしても、限度額を超える部分につきましては、結果的には市町村の条例で特例割合を定めたとしても、その税収に影響を与えるのが、他の地方団体である都道府県、そういったところの税収に影響が出てくる仕組みになりますので、そういった制度上、この大規模償却資産につきましては、わがまち

特例の導入の趣旨というのを考えますと、なかなか、そこにそぐわないのではなかろうかなというふうに考えられるところがございます。

続きまして、21ページ以降でございますが、主な税目につきまして、どういった課税標準、税額特例があるのかというのをまとめさせていただいております。

まず最初に、21ページでございますけれども、固定資産税の関係でございます。大きく4つに分けてございますが、1つ目のグループとしましては、対象資産の普及促進などのために、経済的インセンティブとしての意味合いが強い特例としまして、たくさんございますけれども、主なものとしまして、3つほど掲げさせていただいております。

2つ目のグループでございますけれども、1つ目のグループにつきましては、特例の対象になる資産がいろいろ数多くあるかとは思いますが、2つ目につきましては、個別具体の特定の法人などを対象とする特例措置ということで、国が特定の法人等につきまして、その性格にかんがみて特例を講じているものでございまして、その特定のものに対して、法律上、こう定めている。今の制度上、これをわがまち特例との関係でどう考えるのかといったところがあるかと思われま。

それから、3つ目のところでございますが、個別具体の災害の被災者、被災地の支援を目的とした特例措置といったものがございます。

それから、4つ目が、固定資産税の特徴的なものでございますけれども、全国的に税負担を一定水準に均衡化することを目的とする特例措置としまして、土地に対します税負担の調整措置といったところを講じておるところでございます。

続きまして、22ページでございますが、不動産取得税の関係でございます。

1つ目の丸につきましては、先ほどの固定資産税の1つ目と同じようなものでございまして、経済的インセンティブとしての意味合いが強い特例がございます。

2つ目は、不動産流通の促進としての意味合いが強い特例としまして、幾つか掲げさせていただいております。

それから、3つ目でございますが、不動産取得税の1つの特徴的な特例でございますけれども、代替特例というのが数多くございます。代替特例につきましては、代替資産の取得がなければ発生しないであろう税負担を免除するといった性格のものでございまして、この免除額につきましては、そもそもの従前の、代替の対象になる従前の家屋、土地の価格等を控除する制度でございまして、この価格につきましては従前の土地、家屋でござい

ますので、一定額が自ずから決まってくるといったところで、わがまち特例との関係をどう考えるのかといったところがございます。

最後でございますが、23ページに個人住民税の関係をまとめております。

個人住民税関係の政策誘導的な色彩の強い控除としまして、4つほど掲げておりますけれども、生命保険料控除とか地震保険料控除、それから寄附金税額控除、住宅ローン控除、そういったものがございます。そのほか、※のところに書いてございますが、個々の税負担、納税者の税負担能力に関する諸事情を斟酌するための基本的な仕組みとしまして、所得税と同様に人的控除が講じられておるところでございます。

最後に参考としまして、政策誘導的な色彩の強い控除につきましての政府税調内の答申をまとめておるところでございますが、1つご紹介させていただきますと、平成17年の政府税制調査会の答申におきましては、生命保険料控除などの政策誘導的な色彩の強い控除については、地方分権の観点からも、地方税である個人住民税においては、速やかに整理すべきであると。まず、こういった考え方が示されている中で、わがまち特例との関係をどう考えるのかといったところがあるかと思えます。

資料の説明については、以上でございます。

**【碓井座長】** どうもありがとうございます。

大きく分けて、論点1、論点2というふうでございます。そこで、論点1を中心に、とりあえず皆様からご意見等を伺えればと存じます。

牧原委員、どうぞ。

**【牧原委員】** 1つ確認させていただきたいと思うのですけれども。3ページですね。この資料2でありますような意味で、国が定める地方税制については、「全国一律の特例措置でなければ政策目的を達成することが困難である特段の事情がない限り、地域決定型地方税制特例措置を原則」とすると。それは、その2ページの論点2に係る、これはわがまち特例を原則とするというふうに言われていると理解をしたわけですが、それと12ページの、このいろいろな特定の対象に対して、税負担を軽減等する制度におけるわがまち特例の位置づけというところの2番目の、縦の列になるのでしょうか、いろいろな非課税、税額特例がある中で、最後、わがまち特例が出てきていますけれども、この国による措置で一部を条例に委ねるものという、この部分に関しては、わがまち特例が原則であるということにはなっているのか、ならないのか、ここの部分の理解がよく分からなかったので、ちょっとこれをご教示いただきたいと思うのですけれども。

【碓井座長】 どなたに伺えばよろしいですか。平嶋審議官。

【平嶋大臣官房審議官】 実は率直なところをご説明しますと、昨年、この会議で、わがまち特例を原則とすべきということを書いていたいただいて、それを原則で、昨年の税制改正に当たったのですが、この中にあるように、それは政府部内の共通認識としては、実は共有されていないということが、後ろのほうの国土交通省の反論ペーパーにもあったかと思えます。

それが1つ目と、2つ目は、そういうものについて、実際にやっていたときに、このところの前のところの去年の提言でいきますと、政策的に、それでないとできないもの以外は原則というふうに書いてありますけれども、後ろの方でご説明したように、固定資産税における大臣配分資産のように、実は技術上の問題で、極めてなかなか適用することが難しい事例というのが、実は出てきたということもございます。そういう昨年の反省も、経緯も踏まえて、我々としてみれば、そういうものをできるだけ拡充したいとは思っておるわけですが、そういう中で、類似のものも、今までやってきた中に、わがまち特例にしる、やはり固定資産税関係を中心に議論を去年もしていただいたのですが、似たような措置がほかにもあると。それらを包含して、体系的に見ていただいて、どういうものを進めていくべきなのか、どういうものにはどういう障害があるのかというのを、もう一度、ちょっとここで再整理をしないと、ちょっと次のステップもなかなか大変な面もあるので、ご議論いただけないかという、率直な、お願いをしているというところでございます。

【牧原委員】 つまり原則とするということも含めて、もう一度いろいろ議論することなのか、原則とするということ、これは緩めずに議論することなのか、そのところがよく分からなかったのですけれども。

【碓井座長】 では、平嶋審議官、お願いします。

【平嶋大臣官房審議官】 それは、どう読むかなんですけれども、原則とすべきということで突き進んでいくというのも1つの考えだと思いますが、片方で、そうすると、原則の前に、「技術的に難しいものを除き」であるとか、そういうことは、やっぱりちゃんとただし書き条件の方を加えないと、今度は原則とするということではできませんし、むしろ、その例外の方があまり大きくなった場合は、ここまで言うのがいいのかどうなのかという議論もあるし。

あとは、もう一つは、先ほども申しましたけれども、課税標準について、固定資産税と

か、その手のものは、地方税だけの世界で課税標準ができ上がっているのも非常にやりやすいのですが、課税標準を国税と共通にしているものは、そこはどのようなふうになっているかという点、国税当局ですとか、それから納税者の立場から見ると、実はこれは不便だということにもなりかねない面もあって、多分、原則と例外のところというのは、例外にするとところが多くなると原則が揺らぐということもありますので、その辺も含めて、もう一度議論いただければというふうに思っているところです。

**【碓井座長】** ということは、この研究会としても、自ら述べたことの点検も別に妨げるものはないと、こういうふうなやり方でして、あまりでも朝令暮改でも困るのですが。

はい、どうぞ、ほかに。清原委員、どうぞ。

**【清原委員】** ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

まず、今回の税制改正で導入されましたわがまち特例は、具体的には2件だったわけですが、自治体の自主・自立に向けた税制改正の第一歩だというふうに認識しています。

具体的なことを申し上げますと、今回導入されましたわがまち特例のうち、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置については、たまたまではございますが、三鷹市の場合には、この特定都市河川が存在しませんので、該当施設がないという残念な状況ではありました。

2つ目の下水道除害施設に係る課税標準の特例措置でございますけれども、市内には下水道法に基づく除害施設を設置している事業所が18ございます。ただし、その条例に基づく除害施設が、この10年間、新設されていないというような状況もありますので、今後の見込みも含めて、せつかくのこのわがまち特例でございますので、条例化はしておきたいというふうに望んでおきまして、軽減率の割合については現在検討しているところです。

ただ、わがまち特例ですけれども、もう既に条例を新設したところでも、今までと、実は率を変えないまま制定したところが少なからずあるという情報も得ておきまして、「わがまち特例」なのですが、条例化もしたとはいえ、法律の参酌基準と軽減率としては変わらないところで、とりあえず、というような現状についても報告しなければなりません。

そこで、今回、この資料の7ページのところで、総務省の皆様が、第15回税制調査会に新築住宅特例（一般分長期優良分）について、一定期間、2分の1減額する措置について、特例対象を限定しつつ、わがまち特例方式を導入したらどうかというふうに提案され

たのは、私としては、かなり積極的な提案をしていただいたものとして、僭越ですが、評価をさせていただきたいと思います。

三鷹市の場合ですと、本当に国土交通省がおっしゃるように、確かにもう本則化しているという現状があるので、いずれの新築の方も2分の1という前提で新築をされていますが、それでは、昭和56年だったと思いますが、その基準年以前の耐震化の基準が変わる前の段階で家を建てられた方が新築に建て替えるときのインセンティブにはならないだろうということで、現時点では東京都26市のうち三鷹市だけの取り組みですけれども、この2分の1に加えて、さらに減ずるということで、耐震化を促進するための「条例減免」と言っていると思いますが、それをさせていただいています。そういうことから考えますと、新築は新築でも、やはり3.11以降、全体として耐震化を促進していくことは有効ですし、その際、耐震化基準が変わる前の建物を新築に建て替えるときには2分の1以上の特例を条例減免としてさせていただいた三鷹市では、確かに手ごたえがあって、実際に総額約5,000万円だったと思いますが、三鷹市が本来ならいただけるはずの固定資産税を減免して、皆様の耐震基準前の住宅の建て替えを促したという事例もあります。そういうのもわがまち特例的ではないかなというふうに考えまして、総務省が国土交通省の反論を得てしまい、その後、ほかの面からも、難しさがあることを、今回、ご説明いただいたのですけれども、やはり地域のニーズとしては、平成23年3月11日の出来事を踏まえた、それぞれの地域事情に合わせた取り組みの1つの選択肢に、この新築住宅に係る税額の面というのは引き続き残り続けるのではないかと思います。

ちなみに三鷹市の場合、私の判断で、東日本大震災が発生する前の平成22年度から、この取り組みはしておりまして、来るべき震災への備えを考えている地域においては、こういう取り組みはあり得るのではないかなと感じます。

それから、もう一点だけ。今回、今の牧原委員へのご質問のお答えの中で、「納税者にとって利便性があるかどうか、分かりやすいかどうかということが大事だ」というふうに審議官にお答えいただきまして、私もそれはとても大事な視点だと思っています。やはり納税者の視点に立って、このわがまち特例というものが、納税者の地域貢献とか、社会貢献とか、あるいはその地域を愛するがゆえに取り組むものに対して特例があるのだということ、その他の税制上の諸条件を吟味しながらも、明確に打ち出していくというのは、活動へのインセンティブになるかなというふうに思います。

もちろん、NPO等へのインセンティブなども働いていますし、例えば、小さな例で恐

縮ですけれども、市民の皆様の中から、屋上緑化施設に関する償却資産の軽減というのがあってもいいのではないかとか、問題提起いただいたことがあって、再生可能エネルギーへの取り組みに対しての視点も、今回、例示されていましたが、そうしたことも含めて、まだまだ市民の皆様、国民の皆様が国づくりや地域づくりに主体的に参加することに対しては、何らかの特例が、それを支援しているというような枠組みが提起できれば、より一層、納税者の視点から意義があるのではないかと感じました。

以上です。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

今、清原委員のお話伺っていますと、国が一律の軽減措置を講じているというときに、実は上乘せ的に市町村が軽減している場合もありますよと。そういうやり方というのは、例えば、先ほど例に出た国土交通省は、とやかく言われるわけではないですよ。国土交通省の推進する政策を、さらに強めているわけですから。そうすると、この辺をどう考えていったらいいでしょうか。

平嶋審議官、お願いします。

【平嶋大臣官房審議官】 いや、そうでもなくて、市町村が独自にされるのは、やっぱりどちらかというと住宅政策について、自分たちの責任なので、やっぱり自分たちでという感じでおっしゃるときもあります。

【碓井座長】 そうですか。

【平嶋大臣官房審議官】 そこは濃淡ありまして、そのときそのときで違いますけれども、この2分の1は、かなりやっぱり強烈だったと思っています。

ただ、この2分の1についても、この税制改正でこういう提言をしましたので、その結果で、まだ2年間、国土交通省側と検討するということになっておりますので、その件は、では。

【碓井座長】 固定資産税課長、お願いします。

【前田固定資産税課長】 若干フォローさせていただきたいと思います。

実は、この7ページにありますような見直しというものを私どもが打ち出しましたのは、もちろん、わがまち特例の導入ということで、地域の特性が反映できる仕組みというものを入れたいということも、ここの資料に出ていますので、あるのですが、実は一番のねらいというのは、三鷹市長のお話にもちらっとありましたけれども、今のこの固定資産税の新築住宅特例というのは、言い方は悪いのですが、ノベタンなんですね。およそ、どんな

住宅でも、新築なら特例がありますよというようなものになっておりまして、こんな仕組み自体どうなのかというような、私どもも実は問題意識を持っております。

実は、ちょっと話がずれるのかもしれませんが、統計の見方はいろいろあるかと思いますが、全国の都道府県を見ても、住宅の数が世帯の数を上回っているという状況になっておりまして、とにかく何でもかんでも新しい家を建てればいいと。実は、この特例というのは戦後すぐにできた特例なのですが、住宅ストックそのものが絶対的に不足していた時代と今の時代は違うのではないかと。もう少し、新築住宅の中にも政策的なメリハリがあっているのではないかということで、実はちょっと上段の方は、少なくとも自宅を持たれる方というものに、例えば、限定してはどうですかという提案をしたわけです。その中の流れとして、わがまち特例みたいなもので、地方でももう少しいろいろ色をつけないのかなというふうなことで議論しかけたのですが、そういうことで、全体、もう少しメリハリできませんかということについて、やっぱりちょっと国交省的には、急にそんなこと、すぐに言われても、なかなか難しいというネガティブな反応が、まず第1にあったというのがあるかと思いますが。ですから、わがまち特例の議論というのも、実はそんなに深まらないまま時間切れというふうになってしまったのですが。

先ほど審議官からもご指摘ありましたけれども、実は税制改正大綱の中に検討事項という、今後こういうことを政府として検討していきましょうということを書いている部分がございます、その中で、この新築住宅特例については、いろいろそういった住宅をめぐる環境なんかを考察して、どういうあり方がいいのか。これは適用期限が2年延長されましたので、2年後、また改めて議論しましょうというふうなことが明確に位置づけられていると、そういういきさつになっているということでございます。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。

ほかに皆様から。櫻井委員、どうぞ。

**【櫻井委員】** 今の関連ですけど。

私、社整審のほうに入っていて、国交省の行政の中で、住宅政策の部分は、結構、相対的に言うと、わりあい政策的な色彩の強いところで、それなりに話が通じるところであろうというふうに思うのですが、そういう意味で言うと、住宅政策そのものは、基本的には地方の判断に委ねるのが、かなり適した部分があり、ご提案のように、わがまち特例方式のようなものを入れるということについて、合理性のある領域ではないかというふうに思います。ですから、そこはむしろ話としては、国交省、住宅局が進めている政策をより強

めるというふうに、単純に言うと、そういうことになるのだけれども、いろいろな自分たちの領域を守るということもあるでしょうし、予算の関係も当然あるので、話をもう少し大きくしないとイケない。つまり、住宅政策を根本的にどういうふうに考えましょうかといったときに、新築住宅についての一律の軽減措置みたいなものを、そもそもどうするかというところから説き起こさないといけなくて、その上で、国、地方関係を、どこまで地方に委ねて、税制も含めてやらなきゃいけないというような問題だと考えますので、抜本的に検討されるのだったら、多分そこまで掘らないとできないと思います。ですので、この8ページの国土交通省の資料は、何といいますか、あまり内容がないなというか、もうちょっとましなことってほしいなというふうに思います。

この話はむしろ、住宅の問題は、技術的な話であると全国一律じゃないとまずいんですが、まちづくりにかかわるようなところに関していえば、それはそうではなくて、そういう観点から税額を当該自治体の判断で、ある種、政策的に誘導していくということは、これは事項として適切性のある、決定していい、そういう案件ではないかと思っていますので、1つの突破口なんだろうと思うので、腰だめでしっかり議論を継続するようにやられると、中長期的にはよろしいのかなと思います。

それで、もう一つは、さはさりながらなんですけど、12ページの資料等もそうですけれども、このわがまち特例については、すでに軽減措置とか、非課税とか、免除するとか、不均一課税とか、既にいろんなものがあって、ちょっとメニューがたくさんあり過ぎる中で、さらにわがまち特例みたいなものを入れ込むということが、少し違和感があるので、入れるのだったら、全体としてどういう構図になるのかということ、多分ここで議論すべき、総務省でもちゃんと検討して、もう少し全体像が見えるようにした上で提案しないといけなかなという印象があります。ただでさえ複雑な仕組みの中に、もう一個メニューを増やしても、あんまり意味がないという感じがしますし、それからあと、もう一つは、自治体の適応能力みたいなものもあって、今ある地方税法のいろんなメニューだって使いこなせていないという認識を私は持っていて、そうすると、そういう中にこういうものを中途半端に入れるということについて、入れたからといって、一つ二つ適用例が出てくるかもしれませんが、あんまり、コストパフォーマンスとしてどうなのかというあたりは疑問に思っているところです。以上です。

**【碓井座長】** はい。持田委員、どうぞ。

**【持田委員】** どうもありがとうございます。私も、この7ページと8ページの資料に

ついて、感想めいたことを述べさせていただきます。

7ページの、この新築住宅特例についての総務省のご提案ということですがけれども、先ほどご説明があった、メリハリをつけるというのは、なかなか分かりやすい例えではないかとは思いますが。確かに、こういうスキームがもしできるとすれば、人口が減っている地域とか、あるいは災害に弱い地域がこの制度を積極的に利用するということが十分考えられます。メリハリをつけるという意味があるのではないかと思えます。

ただ、これはあくまでも感想なのでありますが、税金を徴収する地方自治体にとって、税制を政策的に使うということが、どのぐらいのプライオリティーを持っているのかというのは、ちょっと私には分からないところがあります。

というのは、やはり地方自治体にとってみると、税金をなぜ徴収するかというと、何といても歳入を確保するというのが一番高いプライオリティーで、2番目に、歳入を確保するに当たっては、納税者の負担感をどういうふうにかウントしたらいいかと。この2つのことがクリアできて初めて、では、政策的にどういうふうにするかという話になる。地域決定型政策税制と言った場合に、政策という問題が、主人公である地方自治体にとって、どのぐらいのプライオリティーを持っているのかというのは若干分からないところがあります。

なぜそういうことを言うかといいますと、確か第1回目の研究会のときだったと思いますが、私の正面に座っていらっしゃる清原委員が大変印象的なことをおっしゃっていたと思うのです。それは今日の資料でも、実は14ページに出ているわけですが、商業地における条例減額制度ということで、東京都の実態について、ご説明をされました。確か60%から70%という幅があるわけですが、23区と三鷹市では、その使い方が違うのですよね。それで、三鷹市よりも東京都内の23区のほうが、やや幅の高いところで条例減額制度を利用しているわけです。それはなぜかということについて、清原委員の説明は、多分23区というのは、商業地の確保という、まちの衰退、政策税制という観点から、この減額制度を使っている。しかし、三鷹市の場合には、まずは収入を確保しなきゃいかんということがあるので、東京都よりも5%使い方が弱くなっているというような話をしたわけですね。ですから、そんなことを考えると、わがまち特例というもの、政策税制という言い方で新聞報道されていますけれども、もともと、この委員会で出てきたときは、確か佐藤委員も言っていたと思えますけれども、負担の柔軟化の手段として、こういうスキームを使えないかというのがスピリッツだったと思うんですが、外に出てい

くと、だんだん減税、しかも政策減税という形でこれを使うというふうに、ちょっとそれているかなという感じがします。

【確井座長】 ほかにいかがでございましょう。人羅委員、どうぞ。

【人羅委員】 先ほど原則か例外かという話がありましたが、私も確かにやってみれば、これがなじむのかなという類型はある程度あると思いますので、そういったものは説明していくと、決めていくと。ただ、原則については、やっぱりそれが実態といかにかけ離れていても、そういう方向に向かっていこうということは曲げなくていいのではないかなというふうに思いました。

あと、地方のほうですけれども、本当にこれの受け皿になってくれるのかということと、あと本当にそれを地方が望んでいるのかと、さらに政策実施の目的に役に立つのかということ、確かに私もどうなのかなと思うことがあるんですけれども、多分、この制度というものは、この1年ではなくて、かなり気を長くして、毎年、例えば、税制改正のときには、ことしのわがまち特例は何がありますかねというぐらいに、次第に次第に拡張していくということが大事で、どういうふうに、これを拡大していくかというルールづくりを決めていくということが大事だと思っています。

その点で考えると、まず6団体でもいいですから、「今年、税制改正をやるけれども、何がお望みですか」という、地方にとって、やっぱりニーズがないと、決めて、「どうです」と言っても、そっぽ向かれたらしようがないので、ある程度、そういうルールをつくってですね。

私、これ、義務づけ枠づけの見直しってありましたよね。あれと結構性格が似ていると思いますので、あれは確か地方からいろいろ要望を聞いて、それで今、3次法まで行って、だんだん、だんだん、緩和していると思いますので、ある程度、地方からフィードバックして、それで毎年、場合によっては、今、国と地方の協議の場というのが法律上でできていますので、そのテーブルに乗っけるという手もあると思いますので、何かそういう、毎年これを広げていくルールというものを、きちんと決めてやっていくということが大事ではないかと思いました。

あと1個、先ほど清原さんから、参酌基準どおりにやっている自治体が多いという指摘が、傾向が見られがちだという指摘があって、それはそうかもしれませんが、おそらく参酌基準どおりでも、それを条例で決めるに当たっては、そこの判断をしなきゃならないと思いますので、やっぱり一つ一つそういう判断をする癖を自治体につけてもらうというこ

とをどんどんやっていくということが、自治体にとっては本当は迷惑なことかもしれませんが、やっぱり政策的に税制を考えていくというマインドをつくってもらおうという意味では、あながち無意味ではないというふうに思っております。以上です。

【確井座長】 どうもありがとうございました。

今の人羅委員の発言に関連しまして、あるいは常識のことかもしれませんが、岡崎局長に伺いたいのですが。地方公共団体の税制についての意見というか、それはどういう吸収システムがあるのですか。

【岡崎自治税務局長】 毎年、地方財政、地方税制に関するご要望というのは、6団体からも出てきますし、いろいろな個別の団体からも出てまいりまして、特に6団体からの要望については、政府の税制調査会等でもご紹介をします。場合によっては、時々できない年もありますが、基本的には、その6団体から、特に執行3団体を、首長会ですけれども、お呼びしまして、現場で意見を聴取するというようなことをやっております。

ただ、私が見ている限りでは、何となく、毎年似たような要望が多いのと、それから、要するに税収の確保とかということが書いてあるのですが、個別に、こういう特例について、こうしてくれんかとかいうような要望が比較的まだ少ない。ただ、こういう仕組みが入ってきますと、もう少し意識が変わってきて、そういう6団体から、もう少し具体的な要望が出てくるのではないかというような気はいたしております。

それから、ちょっと、この場を借りて恐縮でございますが、12ページの、この体系別に整理したところで、実は私どもの中でも、これを作ってみて議論がありましてですね。確かに真ん中の欄で、一部条例に委ねるというのは、幾つか、過去、いろんな経緯ができています。簡単に言うと、一番上の非課税の対象を委任するとか、NPO法人等への寄附に関する税額控除の、どんなNPOかを委任するというあたりは、我々もこういう研究会のある前から、できるだけ地方の自主性をという気持ちがあったものですから、ちょうど、そういう玉かなと思って、こういうのをつくった経緯があります。

その下の、今の商業地の話というのは、実は自公政権時代に、課税標準の70%を充てましようというのを、高いから全国一律に下げろという、すごい強い圧力がかかりまして、ところが、いろいろ事情を聞いてみますと、非常に主張されている関係業界とか、当の先生方の言っていることも、どうも東京のことを主として言っている。そうすると、東京は確かに大変だという中で、全部下げるというのも、これも非常に税収確保の点で問題があるということで、そういう意味では、そこを何とかすり抜ける手段として、条例でやって、

実際にそうやったのは、東京以外にはあんまりなかったという結果になっています。やや、何か動機が不純ですけれども、これを整理したときに、一種、わがまち特例みたいなものではないかと。どこまでわがまち特例と言うのかなという議論は中でもあったのです。あったのですが、一応、わがまち特例というのは、この研究会で名づけていただきましたし、そのときの発想は、上は全部まける方ですけれども、まける方も取れる方も含めて、参酌範囲に幅を持たせる仕組みにしようという1つの概念を作ったものですから、ここに特別に枠を作って、今までの3つとは区別をしたと。

ただ、自主性を持っていただくという意味では、上の3つも類似のものかなということ、できれば櫻井先生が言ったように、複雑なのではないかという観点からいえば、もう少し、将来的にはわがまち特例みたいな言葉の概念を広げていってもいいのかなと。あるいは、上の方をもう少し参酌基準的な仕組みに変えられれば、仲間に入れてもいいのかなという気がしております。

こうして整理してみますと、先ほど清原先生の言われた、さらにまけるといのは、その右下の条例減免でやってもいいでしょうけれども、いずれにしても、相当いろいろな組み合わせを使ってやっておりますので、その中の選択肢として、去年、もう一つ増えて、かつ、これからはできるだけ、先ほどの住宅も含めた、もっといろんな広い団体に適用されるような特例に入れていきたいというふうに思っています。

こうやって整理してみたら、僕らもちょっと、確かにいろんなものが随分あるなど。いろいろな経緯でできているのですということを感じたものですから、ちょっと頭の整理として、これをご提示いたしました。若干、我々もそんな疑問点を持っております。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。

ほかにご発言ありますでしょうか。井手委員、どうぞ。

**【井手委員】** 先ほど、ちょっと持田先生のおっしゃっていた負担の柔軟化ということについて教えていただきたいと思うのですが。これは制度設計について質問させていただきます。

9ページですけれども、このときに3分の2なり4分の3を参酌にするということになっているわけですけれども、結局、そもそも交付税との関係で考えたときに、減税というインセンティブを持つかということ、基本的には持たない仕組みになっているというふうに理解していいかと思うのです。そうしますと、極端な話をすれば、この参酌の水準を下限まで張りつけてしまえば、むしろ減税のインセンティブはすごく狭まっていくような制度

設計になっているように思うのですが、この、今、3分の2なり4分の3というふうにお示しになっている値は、これは右の上限、下限の真ん中、中央値というふうな形で仕組みられているように思うのですが、基本的に、今後、制度を設計されていられる上でも、このように、この基準でやっていられるということなのか、場合によっては、ここが動くということなのかということ、まずお伺いしたいのと、あともう一つは、参酌値でやったとした場合でも、この参酌基準とした場合の推計を拝見しますと、減税になる、減収になるようになっているわけですね。ということは、言ってみれば、交付税との見合いで考えた場合に、自治体としては、参酌値どおりにやっていったとしても減税にできるという制度設計になっているという理解でよろしいのかということについて教えていただきたいと思えます。

【碓井座長】 これは、固定資産税課長、お願いします。

【前田固定資産税課長】 制度の具体的な設計をやった立場から申し上げますと、若干順序が逆になるのですが、まずは参酌基準というのを、どのあたりに設定するのかというのが先にごさいました。このあたりは、もちろん要望省庁の考え方等もあるのですが、他の特例との均衡みたいなものを勘案いたしまして、大体この辺がスタンダードだなと。そうしたときに、この上げ幅のセットというものが出てくるわけですが、特段の合理的な理由がない限り、どっちかに偏るというのも、それはおかしいのではないかとということで、上下が均等な幅になるように、そういうふうな考え方で、今回は少なくともセットさせていただいたということです。

実は、ちょっといろいろ課の中では悩みもしたのですが、やっぱり理由がないと、下の方だけ厚くなっているとか、上の方だけ厚くなっているというのは、それは説明困難ですよねというようなことで、今回は上下同じ幅というふうにセットしております。おそらく今後も、特に理由がない限りは、そういうふうなやり方にならざるを得ないのかなというふうな、ちょっと感触的なものは持っておりますけれども、そういう考え方でやらせていただきました。

それで、交付税との関係で申し上げますと、まさにこの研究会でもご議論いただきましたが、交付税が変な形でインセンティブを持つというのも妥当ではないだろう。あくまでも交付税の算定というのは中立であるべきだということで、交付税算定上は、あくまでも参酌基準ベースで算定をするというふうな形にしております。したがって、特に具体的な特例率の選択によって交付税の配分に影響が出てきて、それが損得に反映するという

ようなことは、一応、遮断させていただいているということでございます。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

まだ、ご発言がおありと思いますが、一応、論点1をこの程度にして、論点2のわがまち特例の導入にあたって考えられる留意点、このときに、もちろん今の方に戻っても結構なのですが、そちらも含めて、ご意見等を伺えればと存じます。先ほどの話だと、ネガティブの印象を与える資料かもしれませんが。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

ちょっとだけ戻らせていただくと、14ページの論点ですね。わがまち特例の対象としてはどのようなものがふさわしいか、という、この問いに納得する答えがなかなか出ないのです。というのは、例えば、「まちづくり」とか、「住民の身近な」、とかというキャッチフレーズのようなことはいくらでも言えますけれども、しかし、それで理屈になっているかという、あまり、この理屈にはなっていないように思うのですね。

先ほど牧原委員が確認された点ともかかわるのですが、私自身は、まず今後の特例措置はわがまち特例が原則だ、というところから発想がスタートしていたもので、この問いが出てきた意味というのが、ちょっとよく分からないところもありました。

生煮えの意見ですが、こういうふうな整理はいかがでしょうか。それは、「税収確保と政策推進との対立軸の中で問題を考えていく」という整理です。

全国一律でなければ果たせないものは、わがまち特例に適していない。これは我々も認めたわけですが、しかし、全国一律でないのだめだという意見は、多分、中央省庁では非常に強いと思うのです。

そこで、我々が、それに対して、どう応接するかですが、持田先生もおっしゃいましたように、わがまち特例というのは、減税の上積みによる政策推進というほかに、税収確保という面を持っている措置だと私は思っているのです。例えば、ある特例措置について2分の1を参酌して、4分の1しか減らさないか、4分の3まで減らすかというようなことを考えるときは、何が対立軸かということ、「税収の確保」と「その特例措置によって図られている政策の推進」が対立軸になっていると考えられるわけです。

そこで自治体としては、どういう位置づけになるかということ、自治体にとって税収を確保するというのは、これは当たり前の重要な機能である。そうすると、そのもう片側の天秤に乗っている、「ある具体的な政策を推進する」ということが、その自治体の役割なのか

という観点で物事を見直していくという形になるのではないかと思います。非常に大ざっぱな整理なのですが、この問題をつきつめていくと、どこまで地方税法における特例措置が本当に必要なものなのかという、そこに、どうも戻ってくる論点のようにも思います。

資料の21ページ、22ページを拝見すると、例えば、固定資産税の最初の丸の経済的インセンティブとか、不動産取得税の最初の丸の経済的インセンティブというのは、国の側で全国一律にこの制度を少しでも推進したいというお気持ちで何でもやろうという立場から必要なことは分かります。ただ、例えば、ある特定の市町村で見たときに、再生可能エネルギー発電設備というのを特に推進すべきかどうかということに、本当にそれほどのコミットメントがあるのだろうかという問題があるように私は思うのです。

そこで、そもそもの市町村の受け持っているはずの仕事でないところまで政策税制に今のところ入っていると。それを税収確保とバランスさせろと言われても、これはできない話ですから、そういうものは、少なくとも、わがまち特例にとって、どっちかに割り切らなきゃいけない。単純に言えば、それはそもそも政策推進とは関係がないのだから自由に判断させてほしいというか、極めて強い全国一律の要請があるからわがまち特例から外すかという、二者択一になります。

何が地方団体が推進すべき政策かという点についていえば、私は、ある程度はその範囲は決まりうるものだと思います。例えば、地域の景気対策とか雇用促進とかの問題は、一般的には、都道府県はともかく、市町村のレベルの問題ではないと思います。ただ、これが問題を複雑にしている点ですが、市町村、特に「市」は規模や役割が非常に多様で、なかなか一律には割り切れない。例えば、地域の雇用促進というのは規模の大きな産業都市にとっては重要な政策課題でありうるけれど、大都市のベッドタウンという性格の中小都市ではあまり問題にならないだろう。そこで、地方団体が関わり「うる」政策課題は広く考え、その広く考えた「政策」と「税収確保」とをバランスする主体的な判断を地方団体に委ねるのが「わがまち特例」だとすると、それが対象とする範囲は、自ずから広くならざるを得ない、つまり、こちらが原則だということになるように思います。

他方で、不動産の流通促進というような政策は、特定の地方団体に関わっているというよりは、全国一律の目標でしかありえず、ただ、それを促進する税制上の手段を地方団体しか持っていないということであれば、地方税法における「全国一律の制度」となるのでようね。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。

ただいまの佐藤委員の話を伺いますと、地方公共団体の財布、懐を通じて、国としての政策を推進することの是非というか、そういう問題があるということでしょうかね。

例えば、住宅ローン特例のようなものについてですと、これはおそらく、住宅政策と言うけれども、その背後にあるのは経済対策という強い欲求があるのだと。それを地方公共団体の懐を通じている。

ただ、例えば、住宅という場合も、比較的過疎化が進行して困っている町や村が、新婚さん、いらっしゃいということで、そういう人たちの固定資産税は何年間軽減しますよ。これはその地域としての欲求があるわけですね。ですから、国としての政策と、その地域としての政策というのは、やっぱり区別すべきことなのか。

どうぞ、ほかに。清原委員、どうぞ。

**【清原委員】** ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

委員の皆様方が、地方公共団体、自治体の歳入確保という点を大変重視して検討していただいていること、本当にありがたく、心強く思います。まさに税というのは自治体の基本です。その上で、私たちは長期的な計画を持って、まちづくりを検討しています。ですから、例えば、先ほど例に挙げました耐震度の基準を満たしていない住宅を新築に建て替えていただいたときに、当初、例えば2年、あるいは3年間だけ減税したとしても、質の高い住宅がその後確保されて、一定の固定資産税が減免期間以降は確保されるということも想定して、質の高い住宅を促していくというのは、短期的には税の減収になるかもしれませんが、長期的には、一定の固定資産税の確保と、それから質の高い住宅を誘導することによって、次も質の高い住宅を開発する事業者の参入であるとか、あるいは、言葉がダイレクトで申しわけないのですが、担税能力のある住民の方の誘導になるというような長期的な視点でもって、わがまち特例という減税もあり得ると思うのです。

ただ、もちろん、その後、自治体経営の観点からは、しっかりとした長期的税収の確保がなければいけませんので、そういう観点からいきますと、先ほど例示されました再生可能エネルギーについて、今は市民の皆様が、あるいは開発事業者が、それを導入するには、それなりの投資、余力がなければできないということになります。したがって、これは税の面ではなくて、国も、東京都も、県レベルも、それから市町村も、例えば、高効率給湯施設を入れてくださるときに補助金を出したり、あるいは太陽光発電装置を入れるときに補助金を出したりしています。これは税の面ではないのですが、言わばわがまち特例として、そういう再生可能エネルギーを住民の皆様が設備として入れることを誘導すると

いうことで進めていることではあります。そのことによって、地域としての省資源化や電力使用量の減少が図られるというような、これもまた長期的な視点に立った取り組みです。一定期間の補助にすぎませんけれども、それらを税のことから考えますと、いわゆる償却資産の賦課にも係ってくるわけです。今申し上げましたように、私としては、政策目的を達成するということと、税収及び歳入の確保ということとのバランスが大事だという、持田委員、佐藤委員はじめ、皆様のご発言に本当に意を強くしておりますし、したがって、短期的に考えるのではなく、わがまち特例についても長期的なまちづくりの政策や計画に基づいてなされるべきものであり、だからこそ、人羅委員が言われたように、議会でしっかりと条例が議論されるということに、まさに意味があるというふうに考えているところです。

基準については、なかなか明快な結論を私も提案できないのですけれども、今申し上げましたように、地域の政策目標を果たしつつ、一定の歳入、税収を確保するバランスの中で、ふさわしいと思う部分については、自治体がわがまち特例を検討することができるということで考えてきてくださいましたし、今後も考えていただくことが望ましいと思います。以上です。

【碓井座長】 ほかにいかがでしょうか。では、櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 何となくもやもやはしているのですが、わがまち特例は、そんなに悪くないと私が考えているのは、要するに、理想的な、どの辺に到達したいのかという議論でいくと、地方税制がどういうところに行くのかというと、本来は自治体が自分の守備範囲のことについて、高い政策能力をもって対応していくと。もちろん、税収のことも含めてということなのですけど。そうすると、コンセプトとしては、比較的、そういう意味での自由度を前面に出した上での1つのスキームで試行的にやろうということで、もっといろいろ自主性を広げていくということは、理屈上は含んでいるということになると思うのです。ですので、多分、これを広げていきますと、先ほど佐藤委員がおっしゃったみたいに、やはり地方税法の性格づけみたいなのところに関して、非課税措置が入っているというのは地方の課税権を制約するものでありますので、地方税法が抱えている内在的な矛盾というのはございますよね。自主性をうたいながら、実は統制していると、そういう法律なので、そここのところに帰着する非常に大きな問題なのだろうということで、しかし、それに資するものであるので、私としては、ざっくり大きなところでは、方向性としてはいいのではないかというふうに思います。

ですから、前提を限定してしまうとミニマムな話になってしまって、それはそれで、旅館の増改築で積み重ねていくと、へんてこりんなおうちができちゃうみたいな感じがあって、わりとそっちのほうに議論が行きがちなのですが、最終的にはそこに行くというターゲットのもとで賛成をしているということになりますので、そういう形で、12ページの、この表の書き方みたいところが、1つポイントになるのかなと思います。

本来であれば、この真ん中の四角の中で、わがまち特例はもう一個違う別格の存在に本来なるのでしょし、さらに言えば、左側の国による措置とか、地方団体による措置というのがございますけれども、そこのところも、本来は、最終的には凌駕するようなところになっていくというようなニュアンスが、もう少し出るといいのではないかと思いますし、そうだとすると、わがまち特例という名称もちょっと小さいなというような感じもいたしまして、それがコメントの1点目です。

それから、もう一つは、ちょっと小さい話で、20ページですけれども、参酌基準の議論が出てきて、道府県の課税額が影響を受けてしまうという整理になっているのですが、20ページの右側のところの、以下の点についてどう考えるかというところに2つ問題が掲げられているのですけれども、私、この研究会の議論の特徴というのは、何か制度の、自治体に自主性を認めるような改革立法をしようというときに、いや、そうすると前提条件がこういうふうに動いてしまうので、というように前提が揺らいで議論が循環するのです。ですから、議論するときは、経済学の議論と同じように、他の要件はすべてフィックスして考えなくてはいけない。都道府県の課税分が増加する、減少するという話について、そうではない制度設計が可能はずですので、そういうふうに、まずはシミュレートしなければいけないだろうし、交付税の問題も、非常に大きい問題ですけれども、それもそういう前提で議論を立てていかないといけないのではないかと思います。したがって、道府県の課税額が影響を受けるという整理自体に少しバイアスがかかっている。そうしないと、いつまでたってもまともな議論ができないというふうに思っておりますので、今後まだ議論があるのでしょうから、そういう前提で話を進めていただきたいと思います。

**【碓井座長】** 今、櫻井委員のご指摘の最後の点ですね。これは確かに、現実の課税額でやると、そういう議論になるけれども、想定されるべき額をもとにすれば、全然影響を与えない仕組みも十分可能ですよね。

どうぞ、ほかに。青山委員、どうぞ。

**【青山委員】** すいません。さっきのほうへ、ちょっと戻ってしまうかもしれないので

すが、どうしても、何かこの縦割りというか、ニッチというか、非常に幅の狭い議論に、何にわがまち特例適用するかということを探るときに、こういうふうになってしまうような、やはりおそれ、予感がするのですよね。

それで、例えば、今、この挙がっている住宅の件ですけど、確かにこういうふうに言われれば、こういうのは一定程度説得力があるように見えるのですが、もっと大きくとらえれば、若い世代は、もう新築住宅をつくる余力がない時代に入ってきますよね。ボーナスは出るか出ないかわかりませんから。それから、必ず、今入った会社は解雇されないという保証がない時代に、もう突入しているわけですよね。つまりマイホームを軸にした住宅政策は、もう根底から揺らいでいる。それから、もう一つは、そもそも住宅政策を国土交通省に置いておくこと自体が、つまり経済政策というふうに位置づけられること自体すら、やっぱり考えなきゃいけないくて、本来、社会保障、ヨーロッパ基準でいけば、社会保険ですよ。というふうになっていかなきゃいけない。それで、つまりマイホーム。主軸というよりも、公営住宅とか、賃貸住宅とか、もう少し広げていかにゃいけないという問題が一方にありますよね。

それで、例えば、この間の義務づけ、枠づけでも、公営住宅のありようを地域の事情に合わせようという話になっている。何が言いたいかといったら、そういうのを全体として、住宅をどうするのかというパッケージの中で幅広に考えて煮詰めていかないと、見たときに、これはわがまち特例に合う、合わないという、そのことを何かしているだけではリアリティーがないというか、地方自治体の政策全体を地域政策の力に刺激を与えていくというふうになりにくいのではないのかなという印象があります。印象で申しわけございません。

それで、佐藤先生が先ほどちょっとおっしゃられたのが、大変示唆も深いと思うのですが、これは地方政府がイニシアチブをとってやることなのか、やるジャンルなのか、それとも中央政府がイニシアチブをとってやるジャンルなのか。

つまり、これは地方分権の考えというのは2通りあると思いますけど、全部地方にやらすことを前提に、よっぽどのがない限り、地方に全部やらせることを前提に地方分権を考えるというやり方を考える人がいるのですけれども、それをやり過ぎると、国の指揮監督権が、どんどん実は強まっていくという面が必ずありますよね。だから、そういう大枠のくくり方をしながらやったほうがいいのだろうなど。我々からすれば、そういうふうにして、こういういろんな、また補助金もあり、わがまち特例もあり、いろいろな政策パ

パッケージで、例えば、地域の住宅政策がこういうふうに変わっていくんだというのを見たいし、そういうふうやって地域がよくなるんだと思うので、そういうのが全体の、私などの立場から見れば、大きな留意事項なのではないのかなというふうに思うのですよね。

【碓井座長】 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございませんでしょうか。

それでは、ひとまず議題1をこの程度にいたしまして、もう一つの議題の税務執行面における地方団体の責任につきまして、まず、市川企画官より資料のご説明をお願いいたします。

【市川総務企画官】 資料2「税務執行面における地方団体の責任について」という資料をご覧くださいければと思います。

1ページ開いていただきますと、同じように目次書いてございますけれども、これにつきましては、前々回、委員の方々からご質問いただいた点につきまして、地方団体の税務執行状況につきましてまとめたところでございます。その現状についてご報告させていただきますと、大きくは税務調査、犯則調査、それから滞納整理、不服申立といった3つの構成になっております。

3ページをご覧くださいければと思います。税務調査の状況につきまして、税目ごとにご報告させていただきます。

まず3ページにつきましては、法人二税の関係でございますが、各税目と同様に、法人二税につきましても、中央団体の徴税吏員につきまして、質問検査権というのが地方税法認められております。それが一丸でございます。

1つ丸を、先、飛ばしていただきまして、一番下の三丸でございますけれども、こちらで書いてございますのが、法人二税につきましては課税標準が国税準拠であるものでございますので、基本的には、税務署が法人税の構成決定を行った後に、当該税務署の構成決定に基づいて、法人二税の構成決定を行う仕組みというふうになっておるところでございます。

2つ目の丸に戻っていただきまして、一方で課税標準が地方税独自のものというのがございます。付加価値割、資本割、そういったものでございますが、こういったものにつきましては、地方団体が独自に調査を行いまして、その調査結果に基づいて構成決定を行うというふうになっております。

実際に参考のところに書いてございますが、外形標準課税の対象法人に対する調査とい

うのは、頻繁に行われておるところでございます。

続きまして、4ページでございますが、こちらは軽油引取税の関係をまとめさせていただいております。軽油引取税につきましても、質問調査、そのほかに石油製品の採取などが認められておきまして、都道府県におきましては、不正軽油の流通防止の観点から、路上抜取の調査などを行っております。その実態につきましては、下の表でございます。

続きまして、5ページでございます。実際に税務調査、どういうふうに行っているのかというのをまとめたところでございますけれども、不正軽油というのが、とかく事件になったりしているところがございますが、混合して、そういった不正軽油を製造しておるといった実態がございます。こういったものにつきまして、都道府県が路上で抜取調査などをやりまして、その税務調査に基づいて、課税などの行為を行っておるところでございます。

6ページが、その軽油引取税に関します犯則調査の状況でございます。フロー図、上にかいてございますが、このフロー図に沿って、犯則事件の状況につきまして、下の表でまとめておるところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。7ページにつきましては、個人住民税の関係でございます。

個人住民税は所得税と異なりまして、所得税であれば、申告納税方式を採用しておりますけれども、個人住民税は賦課方式を採用しておりますので、市町村の税務当局につきましては、所得税より幅広く所得情報を収集し、納税者全員について、様々な資料を、独自調査などを行っておるところでございます。情報の名寄せなどを行っておるところでございます。

具体的に幾つか申し上げますと、左側の箱の給与支払報告書というのがございますが、※1のところに書いてございますが、所得税で申しますと、500万円以下の支払金につきましては源泉徴収票の提出義務がないところがございますけれども、この部分につきましても、市町村につきましては給与支払報告書といったものの提出を求めているところがございます。

下の公的年金等支払報告書につきましても、所得税におきまして、税務署に提出されない部分につきましても提出いただいております。

こういったもののほか、税務署に提出されます確定申告書とか、住民税の申告書、そういったものの課税資料を集めております。

それから、右側の方の矢印でございますけれども、そのほか住基台帳などを使いまして、所得控除に係る調査などを行っておるところでございます。こういった課税資料、調査の結果、そういったものを名寄せ、突合、調査いたしまして、下の箱でございますが、例えば、扶養親族が控除対象要件を満たしているかどうかなどにつきまして情報を確認し、判明した情報につきましては、市町村の税務署の間で情報提供しておるといった状況でございます。

続きまして、8ページでございますが、こちら固定資産税でございます。

固定資産税につきましては、それぞれ課税対象になります資産につきまして、課税庁の側が資産の現況調査、把握することにより賦課するといった仕組みになっておりますので、その参考に書いてございますが、現況確認のための調査としまして、例としまして、航空写真を活用して、新增築家屋、それから滅失家屋を捕捉するとか、3年ごとに全家屋の調査を実施するなどしまして、課税資産の対象というのを把握しておるところでございます。

そのほか、2つ目の丸としまして、市町村の徴税吏員などにつきまして、各税目と同じように質問調査権など認められておるところでございますが、参考例のところに書いてございますけれども、例えば、こういった取り組みとしまして、国税関係の資料の中で、償却資産の関係の資料などがございますので、こういったものを活用いたしまして、未申告者の把握というものを努めておるところでございます。

続きまして、次の滞納整理の関係につきまして、ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。滞納処分の状況についてまとめたものが10ページでございます。

上の表が、滞納処分について、差押え、換価、公売などを行っている団体でございますけれども、都道府県であれば47団体全て行っておると。市区町村につきましては書いてあるとおりでございます。

それから、中段が都道府県の差押徴収の状況でございますが、各年とも差押徴収70億円から60億円ほど行っておるといった状況でございます。

一番下につきましては、市区町村におきます差押えの執行状況でございます。大体90%ぐらいの市区町村が行っておるといった状況でございます。

続きまして、11ページでございます。11ページにつきましては、前々回、ご報告させていただいたものでございますけれども、滞納整理のフロー図について、まとめたもの

でございます。

それから、12ページでございますけれども、12ページにつきましては、滞納の発生状況についてまとめた表でございますが、地方税につきましては、ほとんどが年度内に収納されておまして、滞納発生割合につきましては、22年度で1.7%というふうになっておるところでございます。

続きまして、13ページでございます。

先ほどの前ページにつきましては単年度のものでございますけれども、滞納額につきましては、根雪のように積み重なる部分がございますので、滞納残高の状況としましては、平成14年度以降、減少しておったところでございますけれども、平成19年度以降、増加に転じ、また22年度については減少したといったところでございます。

それから、14ページでございます。14ページは滞納整理の状況ということでございます。

これは21年度と22年度と比較しておるところでございますが、左の箱で21年度末、滞納残高2兆816億円ほどあったところで、22年度で申しますと、新規発生滞納が5,400億円ほどあったところでございます。これにつきまして、22年度で新規発生滞納以上に滞納整理を行ったというような状況でございます。

続きまして、15ページでございます。

滞納整理につきまして、滞納処分の取組、各地方団体で行われている取組について、ご紹介させていただきます。

上につきましては、地方団体が、その徴収事務の効率化といった観点から、一部事務組合とか広域連合を設立して滞納処分を実施している団体ということで、24ほどあるところでございます。そのほか、こういった広域的な取組のほかに、下の方でございますけれども、滞納処分の取組事例としまして、個人道府県民税の滞納につきまして、個人住民税につきましては、市区町村が徴収を行っておるところでございますけれども、滞納分につきまして、市区町村から都道府県が引き継ぐといった活動をやっておるのが38団体、それから、自動車関係で滞納した場合につきまして、タイヤロックなどを使用して滞納処分を行うというのが39団体、市区町村で申しますと206団体ほどあります。それから差押えした財産につきまして、インターネットオークションなど入札関係の業務の委託なども行っておるといったところでございます。

続きまして、不服申立の関係でございます。

17ページでございます。地方税に関します不服申立の制度につきましてまとめたものでございます。

上の箱に書いてございますが、地方税の不服申立の手續につきましては、原則として行政不服審査法の定めるところにより行われるところでございますが、処分の大量性とか争いの特殊性といったところから、原則として「異議申立て」または「審査請求」の手續を経た後に、原処分 of 取消訴訟を提起できるといったことになっております。こういったことで、納税者の簡易・迅速な救済、訴訟の合理化というのを図っておるところでございます。

下はフロー図でございます。

18ページにつきましては、この不服申立て、異議申立て・審査請求、の処理状況について、表でまとめたところがございます。ご覧いただければと思います。

続きまして、19ページでございますが、19ページにつきましては、訴訟まで至った場合のケースにつきまして、その状況を表でまとめたものでございます。

続きまして、20ページでございますが、地方税全般の不服申立制度のほかに、固定資産税につきましては、その価格に関する審査申出制度というのがございまして、それについての説明でございます。

上の箱に書いてございますが、固定資産の価格に関する不服につきましては、固定資産の評価の客観性・合理性を担保するために、その評価が専門的な知識を必要としておりますので、市町村長から独立した中立的・専門的な機関として、固定資産評価審査委員会というのを設置して、審査決定させるというような仕組みになっております。

下は、そのフロー図でございます。

続いて、21ページでございますが、固定資産評価審査委員会に対します審査申出の件数でございます。

それから、同じ21ページの下の方でございますけれども、認容率とか、審査申出がなされた案件の出訴率というのが、それぞれ11.7%、0.7%というふうになっておるところでございます。

22ページにつきましては、この固定資産評価審査会の委員がどういったものかといったところでまとめておりますが、委員につきましては、3人以上として、条例で定めるといことになっておりまして、委員は、納税義務がある者とか、評価につきまして、学識経験を有する者、そういった者から議会の同意を得て市町村長が選任するということにな

っております。それから、合議体で審査することになっておりまして、3人の合議体で事案ごとに審査するということになっております。

続きまして、23ページでございますが、こういった地方税に関する不服申立に関しまず政府内での検討状況でございます。

まず、22年に税制調査会におきまして納税環境PTというのが設置されまして、ここで国税不服審判所の改革というのと並んで、地方税におきます不服申立の制度につきましても検討されたところでございますが、ここに書いてございますように、①に書いてございますように、同時並行的に行政不服審査法自体の検討も進んでおりまして、内閣府におきまして、行政救済制度検討チームで検討が行われたところでございます。基本的には、その検討を踏まえる必要があるのではないかとということで、論点としましては、この行政不服審査法の見直し、それから不服申立前置の見直しという行政救済制度自体の見直しを踏まえる必要があるのではないかとといったところ。

もう一つ、②で書いてございますけれども、地方税につきましては、課税団体が多数に上り、規模も様々でございますので、もう一つは、そういう観点も考慮する必要があるのではないかとといったところで、②というふうにとまとめているところでございます。

24ページが、今ご紹介いたしました行政救済制度検討チームのとりまとめでございます。とりまとめの中で、別紙としまして、個別法につきまして、不服申立前置の見直しというのを行ったところでございまして、その結果を取りまとめているものでございます。

24ページにつきましては、さきに説明いたしました地方税全体におけます不服申立、上が異議申立でございます。下が審査請求でございますが、チームにおきまして、いろいろご検討いただいたところでございますけれども、結論としましては、不服申立前置の仕組みにつきまして、一番左側にございますけれども、存置といった結論になっておるところでございます。

続きまして、25ページですが、25ページにつきましては、同じく固定資産評価審査委員会に対します審査の申出制度の前置制度につきまして、同じようにチームで検討していただいた結果、結論としましては、存置といった結論になっておるところでございます。

地方団体の執行面における責任につきましての説明は以上でございます。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。

これはご質問等が出たことにつきまして、事務局で資料を作成していただいたものであります。何かご質問とか、それからこの研究会が自主・自立税制研究会でありますから、

それに関連した取り上げ方が可能かとか、そういう点も含めて、ご意見等を伺えればと思います。

櫻井委員、どうぞ。

【櫻井委員】 主として、私のリクエストに対応してくださったのかなと思いますけれども、どうもありがとうございました。

それで、ちょっとコメントを申し上げますと、不服審査のところでは、数字の出し方ですが、例えば、18ページで、不服申立の処理状況というところがございますけれども、例えば、要処理件数が20年度だと1,900件ぐらいあるということなのですが、この数字を見ると、意外とあるじゃないかというふうに思いますが、本当は処分件数がどのぐらいあるかという前提で議論しないといけなくて、たしか2億件ぐらいだったと記憶していますけれども、更正処分ですよ。ですから、実は2億件分ぐらいの処分がある中で1,900件ぐらいしか不服申立がないということで、これを計算するとコンマ以下なものですから、数字が出ないということが実態ですね。ですので、しかしながら、地方税について不服申立がこんなに少ないはずは本来はないのでして、暗数がものすごくたくさんあるのであろうということが1つございます。

同じようなことは、21ページに固定資産評価審査委員会に対する審査の申出件数もそうで、固定資産の場合、これも大体2億件ぐらいと記憶しておりますけれども、これも、ですから、全然動いていないというのが全体的な評価ということになると思います。

それで、どうして動いていないのかという原因の1つは、これは、きのう、ちょっと事務局のほうにご質問させていただいたのですけれども、だから、今回、国税通則法の改正で、課税処分については理由付記をするということに法改正がなって、それで何となく地方税法の方も、ほぼ同じような改正がされているのだろうというようなことでありましたところ、よくよく条文を見てみると、何のことはなくて、確かに条文としては、地方税のほうも理由付記をしますということになっているのですが、実は、その大宗の部分である地方公共団体が行う課税処分については、これはその適用がかからないということで、それでまさに自主・自立的に各自治体のご判断に委ねているというような状況になっています。

そのこのところを大変よくないなと思うのは、フレーズとしては、例えば23ページに出てくるのですが、納税環境PTの報告書の7の②のところだと、地方税について何か改革をしようとする、大体決まったフレーズで、「地方税の課税団体が多数にのぼり規模も様々であることに留意するとともに、地域主権改革の観点に立つことが必要である」と書

かれています。こう言っちゃった瞬間に改革ができなくなるのです。自治体のご判断に委ねるみたいな話になって、では、自治体がちゃんと税条例を改正するのかというと、極めて寂しい状況にあるというような実態があるので、本来は、そここのところに入っていかないといけない。やや違和感があるのは、地方税法、かなり自治体に対しては統制的であるというふうな印象を持っていて、法定外税の要件もその例だと思いますけれども、そうであるにもかかわらず、手続の話になった瞬間に、なぜ地方自治体に丸投げしてしまうのかというあたりは、少しバランスとしてあまりにも逸しているのではないかなというふうに思います。

不服審査については、結局、権利救済にかかわってくる話なので、国税の場合と地方税の場合とで権利救済の手続が全く違うというのは、これはなかなか正当化が難しいところでもありまして、ここは随分、議論があったのですけれども、地方だから免除するという事にならないだろうというのが全体の方向性として出ているにもかかわらず、その前の税調のほうの議論では、自治体のほうは、国とは異なりダブルスタンダードでいきますということなので、この辺は理屈として成り立っていないのではないかと考えています。そんなところです。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。

今の国税通則法の調査の部分とか、理由の提示とか、あの改正、私も行政法の講義のときに、古い行政法の教科書には前のことしか書いていないから間違えないようにと注意したつもりですが、その私も、今、櫻井さんと同じで、条文だけ、「お、地方税法にも同じようにあるぞ」と言ってしまったのですが、先日伺いますと、いやいや、それはごく限られた部分。何かだまされた気分ですね。

企画官、どうぞ。

**【市川総務企画官】** 今、お話がありました部分について、ちょっと状況だけご報告させていただきますと、理由付記につきまして、昨年、23年度税制改正で、総務省職員が行うものにつきましては、国税と同じような改正をさせていただきました。そのほか、地方団体が実際に行う部分につきましては、そもそも地方税の行政処分につきまして、行政手続法自体が適用対象から外れております。そういったこともございますし、先ほど櫻井先生からご紹介していただいた23ページのところのような理由の整理が既になされていたということもございまして、そこにつきましては、それぞれ地方団体の最終的には判断に委ねておるところでございます。

状況としまして、この1つの例としまして、理由付記の部分につきましては、国税のほうは25年1月1日からの施行でございます。来年からの施行でございます。

地方団体の、条例改正の状況につきまして、我々の方で、ちょっと聞き及んでいる限りですと、都道府県でいいますと、20弱ぐらいは、同じような条例改正を既に行っておると。ほかの団体につきましても、条例改正する、そういったことについて、今、検討しておるといったような状況でございます。

以上、今の状況の報告でございます。

【碓井座長】 ほかにいかがでしょう。清原委員、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長、清原です。

今回の資料で、税務調査でありますとか、滞納の状況ですとか、あるいは不服申立の状況について整理していただいたのですが、市町村の役割を議論していただくときに、今後、こうした資料があれば、それをまとめていただければ、議論が深まるかなと思う1つは、国と、それから県、あるいは県と市町村とが納税に関して協働しているあり方が幾つかあります。基本的には、確定申告というのは税務署が担当しているわけですが、実際には、各市町村役場で、多くのところ、確定申告の受付相談業務というのをしているはずでございます。

三鷹市も同様でございます。最近の例では、約20日間で40人以上の税理士の方にお願ひして、市の予算で納税相談というのを実施しております。また、税務署と三鷹市の関係でいいますと、実はあんまり国民、市民の皆さんには、そういうことをしてくれないほうがありがたいという声も、ひょっとしたらあるかもしれないのですが、相続税の対象者を把握するために、死亡者の固定資産の課税状況とか所得状況については税務署に提供しておりますし、個人住民税の独自調査によって判明した扶養控除や配偶者控除等の要件に該当しない非対象者についても、その情報は税務署に提供しているというようなこともございます。したがって、国税を把握したい国税庁の仕事と私たち自治体と協働している部分があります。

あわせて、例えば、皆さん、都道府県民税というのは市区町村長名で納税通知書が来ていると思いますが、一般的には、東京であれば都税事務所と各市というのは連携をしておりますし、滞納整理についても連携をし、協力をしているということがございます。差押え等についても、やはり連携をしていかなければならないというような状況もございます。そうした、これまでの国及び県単位、あるいは市町村の税に関する協働の取組についても、

何らかの資料を把握していらしたら、お出しいただくと、具体的な様相がわかっていた  
だけではないかと思います。

そして、もう一つなのですが、もう言うまでもないことなんですけれども、市民の皆様  
の納税相談で圧倒的に問題提起されるのは、国に対する所得税は、そのとき払ったから、  
あまり分からないまま源泉徴収等で払っているのだけれども、その前の年の所得を基準と  
した市民税を清原市長は課してくると、でも今は無職であって、所得がなくて払えないん  
だと、そういう相談は全国の市町村では一般的にあることで、そういう滞納の事態になっ  
て初めて、国民、市民の皆様は、税の仕組みが、国とそれから地方では違うのだというこ  
とをご存じになることが多いです。

また、子ども手当から児童手当に変わったわけですが、所得制限というのが入りました。  
したがって、所得をどこの基準にするのかということについて、市民の皆様には関心  
が高まっている現状もあります。したがって、国と、それから地方の協働を考えてい  
くときに、将来的な望ましいあり方を検討していく素材として、これまでの現状の実態と、  
それからそこから提起されている課題について、できれば市町村役場の観点から整理をし  
ていただければと思いますし、あまり、今日、私がそれを話し過ぎてはいけないと思いま  
すけれども、今、ちょっと大まかなことを申し上げましたようなことも配慮していただ  
けるとありがたいと思います。

以上でございます。

**【確井座長】** どうもありがとうございました。

ちょっと私、先ほど櫻井委員からの問題、指摘された点についてですが、要するに、国  
税と地方税で、例えば、理由の提示についてのスタンスが違う。特に、この23ページの  
(3)②にあるようなことが多分理由で見送られているということなのですが、これは一  
番、私の推測で大きいのは、国税は申告納税制度のものがほとんどを占めていて、他方、  
地方税は賦課課税のもの。賦課課税をやる時、一々理由の提示なんていったって大変じ  
ゃないかって、多分、そういう事情があるのではないか。これは税務局の方に伺う。私の  
理解が間違っていますか。そういうことは全然書いていないようだけど。課税団体が多い  
からって、あまり理由にならないような気がします。そういう議論はなかった。

申告納税制度で、本来、申告義務が課されているのに、例えば、申告しないと、ある  
いは申告したけれど少な過ぎるから更正処分にする。そういうときの理由提示は、これは  
ごく自然なことですよ。いきなり課税する側がやっていくときに、それを一々やれと言

われたら、多分、清原委員はお手上げだという感じがする。審議官、分かりますか。

【平嶋大臣官房審議官】 もう一度、出させていただきます。すみません。

【碓井座長】 はい。それでは、あと5分ありますが、もう一人ぐらい。持田委員、どうぞ。

【持田委員】 非常に詳細なデータ、ご説明いただきまして、どうもありがとうございます。

私、前々回、欠席したものですから、この資料がどういう理由で出されているのかというのを、あまりよくは理解していないので、ちょっと的外れになるかもしれませんが、2つ教えていただきたいことがあります。

1つは、7ページの個人住民税のところですけれども、ご説明ありましたように、国税に比べて、かなり所得の低い方々の情報も市町村がカバーしているというようなことだったのですが、1つここで伺いたいことはつぎの点です。1月1日段階で住所を決めるということですが、いわゆる均等割で家屋敷にかけている、居住課税の例外としてかけているわけですが、この家屋敷について、どういう資料に基づいて納税義務者を確定しているかということ、1点、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、この資料の4枚目から6枚目にかけて、軽油引取税の話が載っているわけですが、今のタイミングで、この話がなぜ出てくるのかというのはやや微妙な問題かなとは思っています。

それで、今日というわけではないですが、お伺いしたいのは、おそらく軽油引取税というのは、酒税とか揮発油税のような蔵出し税と違って、いわゆる流通税になっているわけですね。これはおそらく地方税で蔵出し税にしちゃうと、精油所のある都道府県に全部税収が行っちゃうということで、相当無理をして流通税にしているということなのですが、今日の資料を拝見して非常に驚いた。いわゆる特約で徴収義務を負っている方の業者の数ですとか、石油製品販売業者が1万を超えているわけですね。それで、軽油引取税について蔵出しにしないで、今のような流通税にした経緯、あるいはそのメリット、あるいはデメリットみたいなものが、これまでどういうふう議論されているのかというようなことですね。あまりことを言うと議論がずれていっちゃうと思うのですが、時間があつたら、いつか説明していただきたい。以上です。

【碓井座長】 では、都道府県税課長。

【濱田都道府県税課長】 軽油引取税の関係でございますが、ただいま持田先生からご

指摘あったとおりでございまして、軽油引取税、国税ではなく地方税として課税する際に、国税の揮発油税のような形で、蔵出しの形にいたしますと、お話のあったとおりで、特定の都道府県に集中をしてしまうということがございます。そういうこともございまして、地方税として設計をするという中で、比較的消費に近いところで引き取りが行われている段階で課税をするという形で、現状、制度設計がされているということであろうと思います。

ある意味、そういったこともございまして、これメリットになるかどうかはございますけれども、特に道路目的財源であった時代に、道路の用途に使わない、例えば漁船ですとか、農業の機器ですとか、あるいは発電所で使っている軽油等につきまして、課税免除の制度を入れておりますが、そういった、いわば消費地に近いところでの課税免除という制度を現実に動かしやすいと、メリットといいますか、そういった特徴はあるだろうということだと思います。

ただいまの4ページは、これは業者さんの数というよりは、税務調査をやりまして、前回、特に税務調査を、特に地方税が国税と比べまして、どの程度積極的にやっているのか、やっていないのかというようなご指摘ございましたので、抜き取りの調査を年間やりました標本の本数を、ペットボトル1本ぐらい軽油を抜き取った本数でございまして、この数字そのものは、必ずしもお話ありました特約業者さんとは、またちょっと違う数字ではございますけれども、といった資料の性格のものでございまして、とりあえず、そういったところが現時点でご報告できるところでございます。

**【碓井座長】** 時間が若干過ぎますが、次回、忘れてしまうといけませんので、杉本市町村税課長から家屋敷課税の調査について。

**【杉本市町村税課長】** 家屋敷課税の関係は、条文上、「市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市町村内に住所を有しない者」ということでございますので、市町村の関係ですと、固定資産税で家屋等の把握をしておりますし、それから事務所、事業所の開設届なんか出てきた場合などに、そういったものを把握しているということかというふうに思っております。

**【碓井座長】** どうもありがとうございました。

まだまだご意見がおありと思いますが、ちょうど時間が参っておりますので、本日の研究会は、これにて閉会したいと思います。次回の研究会の日程につきましては、後日、事務局からご連絡を差し上げたいと存じます。

どうも熱心な討論ありがとうございました。

[閉会]